

1 章 都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープラン策定の背景と役割

(1) 都市計画マスタープラン策定の背景

都市は、そこで人々が住み、働き、学び、そして安らぎや憩いを感じる場所です。

人々が都市において安全に健康で文化的な都市生活を営むためには、計画的なまちづくり、所謂「都市計画」が必要となります。

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、土地利用や都市施設の整備などを計画的に進めるものであり、将来を見据え、長きに渡り継続していくことが求められます。

そのためには、まちの未来予想図が必要となり、まちのあるべき姿を描き、その実現に向けて取り組んでいくことが重要です。

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正により創設された制度であり、都市計画法第18条の2に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。

このように、都市計画マスタープランは、住民に最も身近な立場にある行政が住民の意見を反映しつつ、まちの将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を定めるものであり、これに基づき行政と住民、企業等の多様な主体が一体となってまちづくりを推進していくための指針となるものです。

2 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

(1) 役割

①総合的なまちづくりの指針

綾川町第2次総合振興計画などの上位計画によるまちづくりを受け、環境、防災、福祉などの部門において都市計画に関連する各種施策を一体的に捉え、まちづくりを推進するための指針とします。また、行政と住民、企業、団体などによる協働のまちづくりによりシビックプライドを醸成し、住民と行政の連携によるまちづくりを推進します。

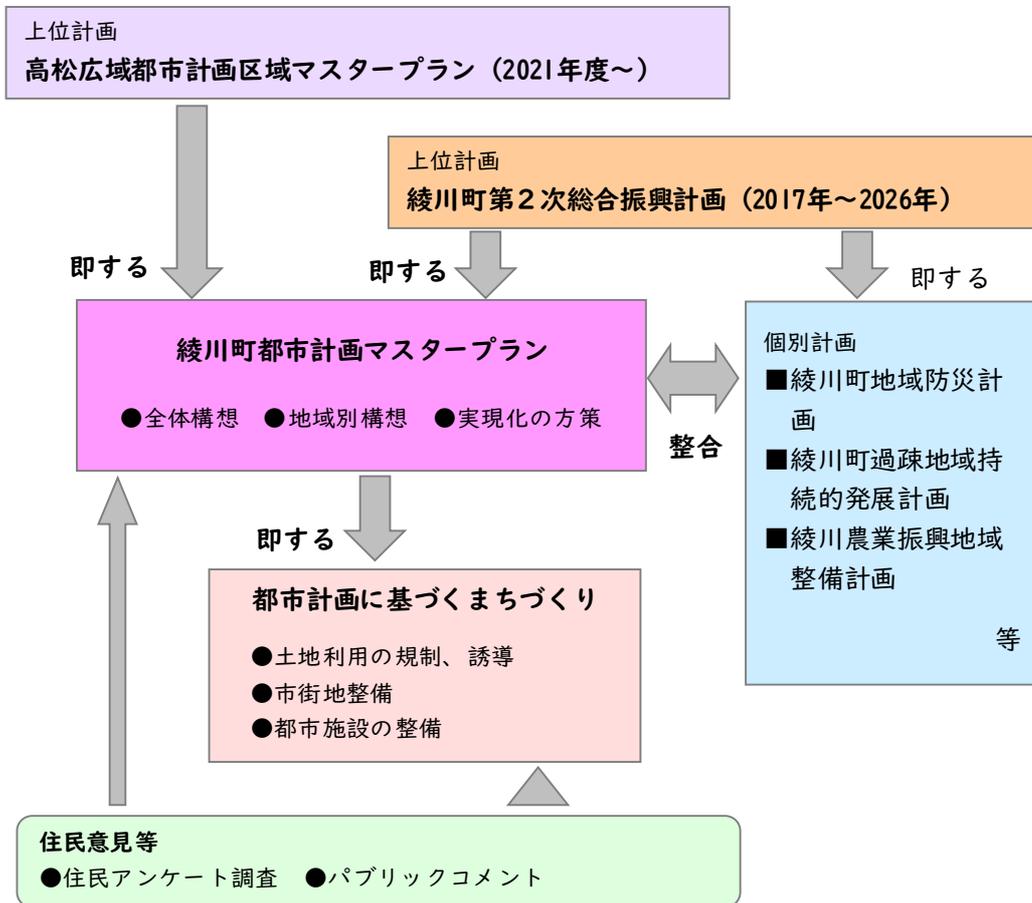
②都市計画相互の調整

土地利用、都市施設、市街地整備などの個別の都市計画について、都市計画マスタープランにおける基本方針に即したものとすることで、相互の整合性を図ります。

③都市計画決定・変更等の指針

都市計画マスタープランは、土地利用の誘導や道路、公園といった都市施設などの都市計画を定め、事業を推進していく際の指針とします。

(2) 位置づけ

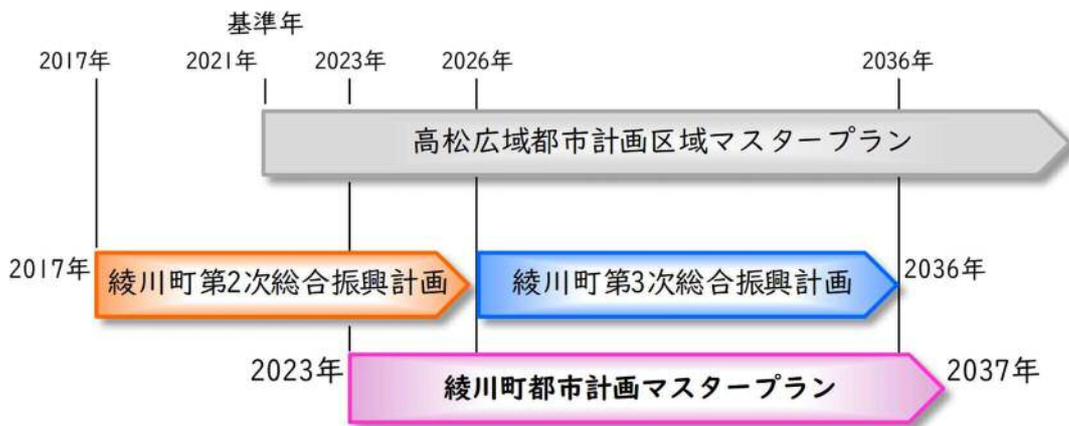


3 都市計画マスタープランの構成

(1) 目標年次

上位計画である『高松広域都市計画区域マスタープラン』は、おおむね 20 年後の都市の将来像を見据えた基本的な方向を示したものです。また、2017 年（平成 29 年）に策定した『綾川町第 2 次総合振興計画』の目標年次は、10 年後の 2026 年（令和 8 年）であり、2027 年（令和 9 年）には「綾川町第 3 次総合振興計画」の策定が見込まれています。

これらを踏まえて、本町の「まちづくりの手引書」である総合振興計画との整合を図るため、都市計画マスタープランの目標年次は 2023 年を基準年として、おおむね 10 年後の 2037 年（令和 19 年）とします。



(2) 対象区域

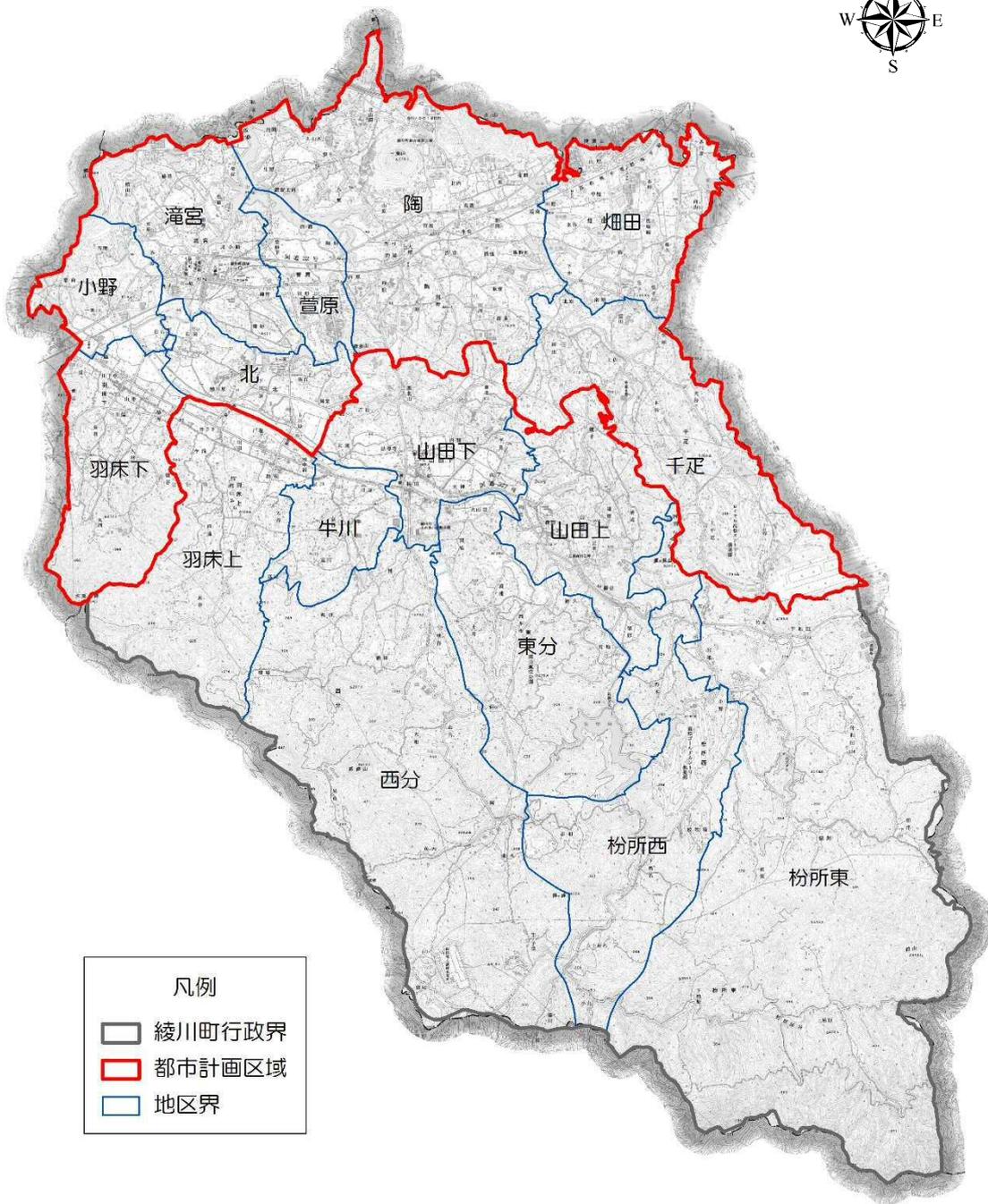
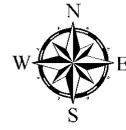
本都市計画マスタープランの計画対象区域は、都市計画区域だけでなく、総合的なまちづくりを進める観点から、綾上地域を含めた本町全体を対象とします。

綾川町及び都市計画区域内の面積、人口

区 分	面積 (k m ²)	面積割合 (%)	人口 (人)	人口割合 (%)
綾川町全域	109.75	100	22,693	100
都市計画区域内	38.47	35	17,799	78
都市計画区域外	71.28	65	4,894	22

注：面積は令和 4 年国土地理院公表、人口は令和 2 年国勢調査による。

都市計画区域内の地区は、畑田、千疋、陶、萱原、滝宮、北、小野、羽床下。



計画対象区域図